

こども家庭庁設置に伴う文部科学省関係省令・告示の整備等に関する省令・告示案について【概要】

1：経緯等

- こども家庭庁の設置（令和5年4月1日）に伴い、文部科学省、厚生労働省等の所掌事務の一部をこども家庭庁に移管。
- こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）等を踏まえ、こども家庭庁に移管する所掌事務に係る文部科学省の省令・告示の規定の整備が必要。これにあわせて、改正対象省令・告示についてその他の必要な改正を実施。

2：改正内容

（1）文部科学省令の改正※1

① 「教育職員免許法施行規則」の一部改正

- ・保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状の取得に係る特例に関して、保育士等としての実務経験として認める対象施設に関する協議の相手方を「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に変更。

② 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則」の一部改正

- ・認定こども園の施設整備事業のこども家庭庁移管に伴い、交付金の交付対象施設から除外。
- ・その他、交付金の制度実態にあわせ、施設整備基本方針等の対象施設・事業を整理。

③ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正

- ・災害共済給付に関する事務のこども家庭庁移管に伴い、災害共済給付に関する事項の主務大臣として「文部科学大臣」と表記されている規定を「内閣総理大臣」に変更等。

※1 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令

（2）告示の改正※2

① 「教育職員免許法施行規則附則第八項第三号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設」の一部改正

- ・（1）①と同様（協議の相手方を「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に改正）。

② 「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」の一部改正

③ 「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設設備基本計画」の一部改正

- ・（1）②と同様（認定こども園の除外、対象事業の整理等）。

※2 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示

3：施行期日

令和5年4月1日